

交通費、旅費規定

1988年11月28日 制定

2000年 3月20日 改訂

2005年 3月21日 改訂

(目的)

第1条 この規定は、日本聖約キリスト教団（以下「教団」という）に所属する働き人の業務に関する交通費及び旅費に関する事項を定めることを目的とする。

(車両等の使用)

第2条 教団の働き人がその所有する自動車、各教会または教団の活動に供する場合、各教会または教団が保険料等のため補助をすることができる。またその運行に際しては1kmにつき25円を支払うものとする。

第3条 教団の働き人がその所有する自動2輪車または原動機付自転車を、各教会または教団の活動のために運行する際は、1kmにつき7円を支払うものとする。

第4条 前各条に定めた車輛等の管理維持などの責任は、その所有者が負うものとする。

(交通機関等の使用)

第5条 通勤、出張その他に際しては、妥当な交通機関また経路により、その実費を支払うものとする。宿泊を必要とする場合も同様とする。

(赴任、転勤旅費)

第6条 働き人が新たに教団に採用されるか、もしくは働き人が転勤をする場合、本人及びその家族の旅費また荷物運送費の実費を支払うものとする。

(制定、改廃)

第7条 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃されるものとする。

2 この規定は、責任役員会の議決を経て、教団総会において制定または改廃の議決がなされ、さらに定められた手続きを経た後、施行されるものとする。